

全ト協発第135号 (環・適)

平成29年6月12日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 星 野 良 三



**「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について」の通達が発出されました（施行日：平成29年7月1日）。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上



国自安第47号の2
国自貨第34号の2
国自整第65号の2
平成29年6月8日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



国自安第47号の2
国自貨第34号の2
国自整第65号の2
平成29年6月8日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

国 土 交 通 省

自動車局安全政策課長



自動車局貨物課長



自動車局整備課長



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴機関においてもその趣旨を了知されるとともに、地方実施機関に対し周知されたい。

別 添

国自安第47号
国自貨第34号
国自整第65号
平成29年6月8日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

自動車局貨物課長
(公印省略)

自動車局整備課長
(公印省略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」(平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新				旧			
		国自総第	510号			国自総第	510号
		国自貨第	118号			国自貨第	118号
		国自整第	211号			国自整第	211号
		平成 15年	3月 10日			平成 15年	3月 10日
	一部改正	国自総第	330号		一部改正	国自総第	330号
		国自貨第	94号			国自貨第	94号
		国自整第	96号			国自整第	96号
		平成 18年	10月 27日			平成 18年	10月 27日
	一部改正	国自総第	588号		一部改正	国自総第	588号
		国自貨第	165号			国自貨第	165号
		国自整第	180号			国自整第	180号
		平成 19年	3月 30日			平成 19年	3月 30日
	一部改正	国自安第	55号		一部改正	国自安第	55号
		国自貨第	73号			国自貨第	73号
		国自整第	48号			国自整第	48号
		平成 21年	9月 28日			平成 21年	9月 28日
	一部改正	国自安第	119号		一部改正	国自安第	119号
		国自貨第	116号			国自貨第	116号
		国自整第	93号			国自整第	93号
		平成 21年	11月 20日			平成 21年	11月 20日
	一部改正	国自安第	9号		一部改正	国自安第	9号
		国自貨第	12号			国自貨第	12号
		国自整第	7号			国自整第	7号
		平成 22年	4月 28日			平成 22年	4月 28日
	一部改正	国自安第	169号		一部改正	国自安第	169号
		国自貨第	140号			国自貨第	140号
		国自整第	144号			国自整第	144号
		平成 23年	3月 31日			平成 23年	3月 31日
	一部改正	国自安第	77号		一部改正	国自安第	77号
		国自貨第	82号			国自貨第	82号
		国自整第	148号			国自整第	148号
		平成 24年	4月 16日			平成 24年	4月 16日
	一部改正	国自安第	32号		一部改正	国自安第	32号
		国自貨第	11号			国自貨第	11号
		国自整第	35号			国自整第	35号

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日
一部改正	国自安第 200号
	国自貨第 115号
	国自整第 295号
	平成 29年 1月 13日
一部改正	国自安第 254号
	国自貨第 167号
	国自整第 368号
	平成 29年 3月 10日
一部改正	国自安第 47号
	国自貨第 34号
	国自整第 65号
	平成 29年 6月 8日

	平成 25年 5月 1日
一部改正	国自安第 210号
	国自貨第 98号
	国自整第 244号
	平成 25年 12月 16日
一部改正	国自安第 282号
	国自貨第 132号
	国自整第 349号
	平成 26年 3月 4日
一部改正	国自安第 203号
	国自貨第 61号
	国自整第 291号
	平成 26年 12月 25日
一部改正	国自安第 104号
	国自貨第 55号
	平成 27年 8月 12日
一部改正	国自安第 156号
	国自貨第 91号
	国自整第 240号
	平成 27年 11月 9日
一部改正	国自安第 71号
	国自貨第 31号
	平成 28年 7月 1日
一部改正	国自安第 200号
	国自貨第 115号
	国自整第 295号
	平成 29年 1月 13日
一部改正	国自安第 254号
	国自貨第 167号
	国自整第 368号
	平成 29年 3月 10日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第1条～第7条 （略）

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第8項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) **規則第8条第1項第6号イについては**、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるため、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。
- また規則第8条第1項第6号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日**

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第1条～第7条 （略）

第8条 乗務等の記録

1. 乗務等の記録は乗務員の乗務の実態を把握することを目的とするものであることから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。
- (1) 10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
- (2) 規則第3条第7項に規定する乗務の基準に定められたとおり運行した場合には、乗務基準どおり運行した旨を記録し処理することとして差しつかえない。
- (3) **車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況の記録を義務付けているが、これは、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるため、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。**

時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を
控除した時間（以下「待機時間」という。）が30分未満の場合は、記録を省略して差
しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によら
ない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、こ
れに含まない。

附 則 （略）

附 則 （平成29年6月8日付け国自安第 47号、国自貨第 34号、国自整第 65号）
改正後の通達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 （略）